

「大麻グミ」等危険ドラッグ撲滅緊急対策の実施

全国で、いわゆる「大麻グミ」による健康被害が出ているなか、本県でも未規制のHHCPの含有が疑われる商品の販売が確認されたことから、県条例に基づき、初となる知事監視店指定に向けて手続きを開始するなど、関係機関と連携した危険ドラッグ撲滅緊急対策を実施する。

1 県内の危険ドラッグ取扱施設の「知事監視店」の指定

- ・ 12/7に尼崎市内の販売店、12/11に姫路市内の製造施設及び販売店に、県警、近畿厚生局麻薬取締部等と合同立入検査を実施
- ・ 尼崎の販売店でHHCP含有製品の取り扱いを確認（姫路の販売店、製造施設では確認できず）
※近畿厚生局麻薬取締部が検査命令および販売等停止命令を発出

➡ **尼崎の販売店について、初となる県条例の「知事監視店」に指定を行う**

薬物の濫用の防止に関する条例（H26年制定）

- 危険薬物等を販売等する店舗等を「**知事監視店**」に指定・告示
- 知事監視店に対し、販売時の手続きを義務化。違反した場合は罰則あり

【販売時の手続き】

- ・ 購入者の氏名、住所、年齢の確認
- ・ 身体に使用してはならない旨の説明書交付
- ・ 購入者から身体に使用しない旨の誓約書徴収
- ・ 未成年者に対する販売規制の強化


HHCP以外の未規制のTHCHO、THCPO、HHCHO、HCPO、1D-LSDについても同様の義務が課せられる

2 厚生労働省への要望

- ・ 12/11に、大麻グミ等の危険ドラッグ対策について、知事から厚生労働事務次官に要望

【要望内容】

- ・ 未規制有害成分の**迅速な指定**、類似成分を可能な限り**包括指定**
- ・ 未規制有害成分の**検査方法・標準品の提供**
- ・ 危険ドラッグ使用による**健康被害の速やかな情報提供**

 厚生労働省からは、県と協力して危険ドラッグの撲滅に取り組んでいきたい旨の**前向きな回答あり**

3 青少年への危険ドラッグ対策

- ・ 青少年が安易な気持ちで危険ドラッグに巻込まれないよう、正しい知識の普及、啓発を強化

4 ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談

- ・ 大麻グミ等の販売や摂取等について、ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談による相談を受けつけ、速やかに関係機関につなぐ

078-341-1324 (いざっほー)

※月～金 9:00～16:00 (祝日、12/29～1/3を除く)